



2022 年中に予定されている、確定拠出年金（企業型 DC・iDeCo）に関する法改正について教えてください。



加入および加入者に関わる主な改正は、3 点あります。

### 1. 受給開始時期の選択肢の拡大（2022 年 4 月 1 日施行）

<現 行> 60 歳から 70 歳

<改正後> 60 歳から 75 歳

公的年金の繰り下げ受給が 75 歳までになることに併せて、受給開始の上限年齢が 70 歳から 75 歳に引き上げられます。受給開始時期の選択期間が長くなるだけでなく、今までより長い期間を資産運用に充てる選択も可能です。

### 2. 加入可能年齢の拡大（2022 年 5 月 1 日施行）

#### ■企業型 DC

<現 行> 60 歳未満の厚生年金被保険者。規約に定めがある場合、60 歳前と同じ会社で継続して雇用される厚生年金被保険者は、65 歳未満で規約に定める年齢まで加入可能

<改正後> 厚生年金被保険者（70 歳未満）であれば加入可能

60 歳以上の方でも、60 歳前と同じ会社で継続して雇用される方に限らず、厚生年金被保険者（70 歳未満）であれば加入可能となります。ただし、会社毎の規約により加入できる年齢などは異なります。

#### ■iDeCo

<現 行> 60 歳未満の国民年金被保険者が加入可能

<改正後> 国民年金被保険者であれば加入可能

60 歳以上の方の場合、国民年金の第 2 号被保険者（会社員・公務員など）、または、国民年金に任意加入している方であれば加入可能となります。加えて、これまで加入することができなかった海外居住者も、国民年金に任意加入している方であれば加入可能となります。

#### ※国民年金の任意加入とは？※

60 歳までに年金の受給資格を満たしていない場合や、40 年の納付済期間がないため年金を満額受給できない場合などにおいて年金額の増額を希望するときに、60 歳以降でも国民年金に任意で加入することができる制度です。

### 3. 企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の要件緩和（2022 年 10 月 1 日施行）

<現 行> iDeCo に加入できるのは、加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあり、且つ、事業主掛金の上限を引き下げている会社の従業員に限定

<改正後> iDeCo の掛金額を月額 2 万円（DB（確定給付企業年金）等の他制度にも加入している場合は月額 1.2 万円）、且つ、事業主の拠出額と合算して月額 5.5 万円（同 2.75 万円）の範囲内とすることで、原則として加入可能

現行でも、制度としては企業型 DC 加入者も iDeCo に加入することが可能でしたが、改正により、規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても加入可能となるため、間口が広がります。

なお、企業型 DC の加入者掛金の拠出（マッチング拠出）を選択している場合や、企業型 DC の事業主掛金と iDeCo の掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、加入できません。